

NPO 団体 およこハピネス
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は「NPO 団体 およこハピネス」と称する。

(所在地)

第2条 本団体は、主たる所在地を大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 12-12に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本団体は、地方議員および行政機関等への啓蒙活動を行い、共同親権および共同養育についての理解を深めることを目的とする。この目的のために、以下の活動を行う。

1. 共同親権および共同養育に関する勉強会やセミナーの開催

- 法的な側面、心理的な側面、実践的なアプローチについての知識を提供し、親や専門家のスキル向上を図る。
- 専門家による講演やワークショップを通じて、最新の研究や実践例を共有する。
- セミナーは有料で行うこともある。

2. 地域社会における共同親権および共同養育の実践モデルの推進

- 地域での具体的な共同養育の事例を紹介し、成功事例を普及させる。
- 地域の特性に応じたカスタマイズされた養育モデルを提案・実践する。

3. 子どもたちの健全な成長を支えるための親子支援プログラムの提供

- 親子間のコミュニケーションを促進するためのワークショップやカウンセリングセッションを実施する。
- 共同親権の状況下での子どもたちの精神的・感情的なサポートを提供するプログラムを開発・提供する。

4. 共同親権および共同養育に関する情報の収集および提供

- 国内外の共同親権・共同養育に関する最新の法制度や研究成果を収集し、わかりやすくまとめて提供する。

- ウェブサイトや出版物を通じて、広く情報を発信する。

5. 共同親権および共同養育の法改正を求めるための署名活動およびキャンペーンの実施

- 法改正を目指した署名活動やロビー活動を行い、政策提言を実施する。

- メディアを通じた啓発キャンペーンを展開し、広く社会に訴える。

6. 専門家や他の関連団体との連携による情報共有および支援ネットワークの構築

- 議員、弁護士、カウンセラー、教育者などの専門家と連携し、総合的な支援ネットワークを構築する。

- 他の共同親権支援団体や関連組織との情報共有および協力を推進する。

7. 地域社会への啓発活動を通じた共同親権および共同養育の普及

- 地域イベントや学校での啓発活動を通じて、共同親権・共同養育の重要性を広く伝える。

- 地域メディアや SNS を活用して、共同親権・共同養育の意義を周知する。

(事業の種類)

第4条 本団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 共同親権および共同養育に関する勉強会やセミナーの開催

- 法的アドバイスや具体的なケーススタディを提供するセミナーを定期的を開催する。

- 専門家を招いて、共同親権に関する法的、心理的、実践的な知識を広めるためのワークショップを実施する。

- セミナーは有料で行うこともある。

2. 地域社会における共同親権および共同養育の実践モデルの推進

- 地域の実情に即した共同養育モデルを開発し、その導入を支援する。

- 共同親権の成功事例を収集し、地域での実践に活かすための情報共有会を開催する。

3. 子どもたちの健全な成長を支えるための親子支援プログラムの提供

- 親子関係の改善を目的としたカウンセリングや心理療法の提供。

- 親子のコミュニケーションを促進するためのワークショップや活動を企画・実施

する。

4. 共同親権および共同養育に関する情報の収集および提供

- 国内外の共同親権・共同養育に関する法制度、研究成果、実践事例のデータベースを構築する。

- ウェブサイトやソーシャルメディアを通じて、最新の情報を定期的に発信する。

5. 共同親権および共同養育の法改正を求めるための署名活動およびキャンペーンの実施

- 法改正を求めるための署名運動を行い、国会や地方議会に提出する。

- メディアを活用したキャンペーンを通じて、共同親権の重要性を広く社会に訴える。

6. 専門家や他の関連団体との連携による情報共有および支援ネットワークの構築

- 弁護士、カウンセラー、教育者などの専門家と連携し、共同親権に関する総合的なサポート体制を構築する。

- 他の共同親権支援団体と協力し、情報共有および共同プロジェクトを実施する。

7. 地域社会への啓発活動を通じた共同親権および共同養育の普及

- 地域イベントや学校での講演会を通じて、共同親権・共同養育の意義を伝える。

- 地域メディアや SNS を活用して、共同親権の重要性を広めるための情報発信を行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 本団体の会員は、次の2種とする。

1. 正会員

- 本団体の目的および事業に賛同し、組織運営および事業活動に参加する個人

2. 賛助会員

- 本団体の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条

1. 会員として入会しようとする者は、代表理事が定める入会申込書を提出しなければならない。

2. 代表理事は、前項の申込書を受理したとき、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3. 代表理事は、入会を認めないときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。

2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

3. 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、代表理事が定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

1. 定款に違反したとき。
2. 本団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の不返還)

第 10 条 既に納入した寄付金等は原則、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第11条 本団体に次の役員を置く。

1. 代表理事 山本 淳
2. 理事 4名
3. 事務局長 1名
4. 会計 2名
5. 書記 1名

(選任等)

第12条

1. 理事は、総会において選任する。
2. 代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者または3親等以内の親族が1人を超えて含まれない。また、当該役員およびその配偶者並びに3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれないものとする。

(職務)

第13条

1. 代表理事は、本団体を代表し、その業務を総理する。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款および総会または理事会の議決に基づき、本団体の業務を執行する。

(任期等)

第14条

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

(欠員補充)

第 15 条 理事または監事のうち、定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員はその職務に関して、報酬を受けない。ただし、業務に要する費用の実費弁償はこの限りでない。

第5章 総会

(種別)

第18条 本団体の会議は、総会および理事会の2種とする。

1. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散および合併
3. 事業報告および決算
4. 会員の除名
5. 役員解任
6. 解散時の残余財産の帰属

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき。
2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面

または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

1. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は平等とする。

1. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面または電磁的方法により表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 書面または電磁的方法により表決した正会員は、出席したものとみなす。

3. 特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時および場所

2. 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記する）

3. 審議事項

4. 議事の経過の概要および議決の結果

5. 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

1. 理事会は、総会の権限に留保された事項を除き、理事の議決に基づき、本団体の業務その他の事項を決定する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、理事会規則で定める事項を議決する。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認めたとき。
2. 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等とする。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

1. 日時および場所

2. 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記する）

3. 審議事項

4. 議事の経過の概要および議決の結果

5. 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第36条 本団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 寄付金品
2. 財産から生じる収益
3. 事業に伴う収益
4. その他の収益

(管理)

第37条 本団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会を経て、代表理事が別に定める。

第 8 章 会計

(会計の原則)

第 38 条 本団体の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第 39 条 本団体の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 40 条 本団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 41 条 本団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第42条 本団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第43条 本団体は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産手続開始の決定

(残余財産の帰属)

第44条 本団体が解散したときに残存する財産は、総会の議決によって決定された団体または個人に譲渡するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本団体の公告は、本団体の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第46条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(資金調達方法)

第47条 本団体の資金調達は、寄付および協賛によるものとし、その他の方法により資金調達を行う場合には、理事会の議決を経るものとする。

(活動の公開方法)

第48条 本団体の活動報告および会計報告は、年次総会において会員に対して行い、その内容をホームページにて公開する。

(コンプライアンス)

第49条 本団体は、法令および社会規範を遵守し、公正かつ誠実に活動を行うものとする。

(苦情処理)

第50条 会員および一般の方からの苦情に対しては、速やかに対応し、その処理結果を理事会に報告する。

(倫理規定)

第51条 本団体の役員および会員は、高い倫理観を持ち、品位を保ち、団体の信用を損なう行為をしてはならない。

(個人情報の取り扱い)

第52条 本団体は、会員および関係者の個人情報を適切に取り扱い、その保護に努める。

1. 個人情報の収集、利用、提供、保管および廃棄に関しては、法令および関連ガイドラインを遵守する。
2. 個人情報の取り扱いに関する責任者を設置し、適切な管理体制を確立する。

3. 個人情報の利用目的を明示し、同意を得た上で収集・利用する。
4. 個人情報の漏洩、紛失、改ざん、その他の事故を防止するため、必要な安全対策を講じる。
5. 個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求があった場合、適切かつ迅速に対応する。

附則

1. この定款は、2024年（令和6年）5月20日より施行する。
2. この定款は、2024年（令和6年）5月31日に所在住所を追記した。